

別表 1 収入基準額表

世帯人数	高校生等	大学生等
1人	203万円	228万円
2人	265万円	303万円
3人	290万円	336万円
4人	306万円	356万円
5人	321万円	375万円
6人	334万円	390万円
7人	346万円	404万円
8人以上	1人増すごとに14万円を世帯人数7人の基準額に加算	1人増すごとに21万円を世帯人数7人の基準額に加算

- 注) 1 給与所得の場合は、次により計算します。詳細は、基準額計算シートに基づき計算してください。
 計算額 = 「給与所得者の所得額の計算式」により求めた所得額 - 別表第2の控除額
 (収入金額及び所得額は、1万円未満を切捨てて計算します。)
- 2 給与所得以外の場合は、次により計算します。
 計算額 = 収入金額から必要経費(売上原価、営業経費)を差し引いた金額 - 別表第2の控除額

別表 2 特別控除額表

控除の事由	特別控除額				
① 母子・父子世帯の場合	49万円				
② 就学者のいる世帯の場合	区 分		自宅通学	自宅外通学	
	小学校		30万円		
	中学校		46万円		
	高等学校		国・公立	35万円	57万円
			私 立	57万円	78万円
	高等専門学校	国・公立	1～3年次	35万円	57万円
			4・5年次	40万円	62万円
		私 立	1～3年次	57万円	78万円
			4・5年次	66万円	88万円
	大 学		国・公立	67万円	116万円
			私 立	111万円	159万円
	専修学校	高等課程	国・公立	35万円	57万円
			私 立	57万円	78万円
専門課程		国・公立	25万円	71万円	
		私 立	79万円	123万円	
③ 障害者のいる世帯の場合	障害者1人につき 99万円				
④ 長期療養者のいる世帯の場合	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額				
⑤ 主たる家計支持者が別居している世帯の場合	別居のために特別に支出している金額。 ただし、71万円を限度とする。				
⑥ 火災・風水害・盗難等の被害を受けた世帯の場合	日常生活を営むために必要な資材あるいは生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があつて、将来長期にわたり支出増又は収入減になると認められる年間金額				
⑦ 本人を対象とする控除	高校生 35万円、大学生 67万円				

- 注) 1 控除の事由に2つ以上該当するときは、その特別控除額を併せて控除できます。
 2 申請者本人分の控除については、⑦を適用し、②には含めません。

◎ 給与所得者の所得額の計算式

父母双方が給与所得者の場合、主たる家計支持者（収入金額が多い方）の収入金額には給与所得計算式（A）を適用し、従たる家計支持者（収入金額が少ない方）の収入金額については所得税法上の計算式（B）を適用します。父母一方のみが給与所得者の場合は、（A）を適用します。

区 分	収入金額の多寡	適用する表
家計支持者 ①	① ≥ ②	（A）の表を適用
家計支持者 ②		（B）の表を適用

給与所得計算式（A）

年間収入金額 (万円未満切り捨て)	所得額 (万円未満切り捨て)
329 万円以下	0 円
330 万円以上 400 万円以下	収入金額×0.8 －262.6 万円
401 万円以上 878 万円以下	収入金額×0.7 －222.6 万円
879 万円以上	収入金額 －486 万円

給与所得計算式（B）

年間収入金額 (万円未満切り捨て)	所得額 (万円未満切り捨て)
65 万円以下	0 円
66 万円以上 163 万円以下	収入金額 －65 万円
164 万円以上 180 万円以下	収入金額×0.6
181 万円以上 360 万円以下	収入金額×0.7 －18 万円
361 万円以上 660 万円以下	収入金額×0.8 －54 万円
661 万円以上 1,000 万円以下	収入金額×0.9 －120 万円
1,001 万円以上	収入金額×0.95 －170 万円